# 府令

**○内閣府令第七十九号**

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第四十一条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年十二月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項第一号中「（昭和二十六年法律第百九十八号）」の下に「、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）」を、「第二百二十五条第二項から第四項まで」の下に「、不当景品類及び不当表示防止法第十二条第六項」を加える。

第十八条第八号中「（昭和三十七年法律第百三十四号）」を削る。

第二十三条第二号中「第四項まで」の下に「、不当景品類及び不当表示防止法第九条第一項」を加える。

**附　則**

この府令は、平成二十六年十二月一日から施行する。

**○内閣府令第八十号**

不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成二十六年法律第七十一号）の施行に伴い、並びに金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）及び金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）を実施するため、金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年十二月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令

金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一号中「金融商品取引法等」の下に「及び不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）」を加え、「並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第二十一条第六項及び第七項」を「、犯罪による収益の移転防止に関する法律第二十一条第六項及び第七項並びに不当景品類及び不当表示防止法第十二条第六項」に改める。

**附　則**

この府令は、不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十六年十二月一日）から施行する。

# 省令

**○総務省令第九十号**

行政書士法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八十九号）の施行に伴い、及び行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十七条第一項の規定に基づき、行政書士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十二月一日

総務大臣　山本　早苗

行政書士法施行規則の一部を改正する省令

行政書士法施行規則（昭和二十六年総理府令第五号）の一部を次のように改正する。

第十七条の二第一項中「法第十七条の」を「法第十七条第一項に規定する」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第四号中「、行政書士又は」を「又は行政書士若しくは」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　特定行政書士である旨の付記を受けた場合は、その旨

第十七条の二第二項中「法第十七条の」を「法第十七条第一項に規定する」に、「次の各号に」を「次に」に改める。

**附　則**

この省令は、行政書士法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年十二月二十七日）から施行する。

**○外務省令第十三号**

旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十二条の規定に基づき、及び同法を実施するため、旅券法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十二月一日

外務大臣　岸田　文雄

旅券法施行規則の一部を改正する省令

旅券法施行規則（平成元年外務省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「（都道府県知事が作成する一般旅券受領証を除く。）」を削り、「申請書等」の下に「のうちＯＣＲに用いるもの」を加える。

別表第二中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改める。

**附　則**

この省令は、平成二十七年二月九日から施行する。ただし、別表第二の改正規定は、宅地建物取引業法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八十一号）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

**○財務省令第九十号**

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第十四条第四項及び財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第八十一条第三項の規定に基づき、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十二月一日

財務大臣　麻生　太郎

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第百九十条第二項第一号中「（昭和二十六年法律第百九十八号）」の下に「、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）」を、「第二百二十五条第二項から第四項まで」の下に「、不当景品類及び不当表示防止法第九条第一項」を加える。

第二百二十七条第一項第二号中「第二百十三条第一項から第四項まで」の下に「、不当景品類及び不当表示防止法第九条第一項」を加える。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

**○財務省令第九十一号**

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十五号）の施行に伴い、並びに外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十九条の五並びに外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第三条第二項第三号、第十八条の五第三項及び第五項、第十八条の七第三項並びに第二十一条の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、外国為替に関する省令及び外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十二月一日

財務大臣　麻生　太郎

外国為替に関する省令及び外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令

（外国為替に関する省令の一部改正）

**第一条**　外国為替に関する省令（昭和五十五年大蔵省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第五項第一号中「同条第十九項」を「同条第二十一項」に改める。

（外国為替の取引等の報告に関する省令の一部改正）

**第二条**　外国為替の取引等の報告に関する省令（平成十年大蔵省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「同条第十九項」を「同条第二十一項」に改める。

第三十五条第二号中「第六項」を「第六項第一号の二から第四号まで」に、「並びに第三項」を「並びに第三項第一号の二から第四号まで」に、「第二十二条第三項第一号の二から第四号まで及び第四項第一号の二から第四号まで」に改める。

別表第二の国又は地域名欄中「ガザ」を「ヨルダン川西岸地区及びガザ地区」に、「英領ヴァージン諸島」を「英領バージン諸島」に改める。

別紙様式第十三中「新株予約権相当部分又は新株予約権証券」を「新株予約権相当部分、新株予約権証券又は新投資口予約権証券」に改める。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

**第二条**　この省令による改正後の外国為替の取引等の報告に関する省令別紙様式第十三による報告書については、当分の間、改正前の外国為替の取引等の報告に関する省令別紙様式第十三による報告書を取り繕い使用することができる。

**○農林水産省令第六十七号**

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十五号）の一部及び銀行法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百四十二号）の施行に伴い、並びに農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の十二並びに水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十五条の九（同法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する